

川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）に対する 意見募集の結果について

1 概要

川崎区では、児童虐待相談・通告件数や要介護認定者数等が他区と比較して非常に多く、増加傾向にあります。本市として、このような方々への積極的な支援を行っているものの、より専門的かつ機動的な対応が求められる場合があり、川崎区の支援体制の見直しが必要となっています。

また、川崎区では、区内を3つの管区に分けて、管区ごとに業務を取り扱う体制となっています。これにより、他区にはない業務の非効率性や窓口体制の分かりにくさが生じていることに加え、支所や地区健康福祉ステーションにおいては、事務処理件数が区役所より少ないことから、職員の配置人数が少なく、安定的な窓口サービスの提供という点で課題を抱えている状況などがあります。

この度、これらの課題への対応について、庁内で検討を進めてきた結果を、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）」として取りまとめ、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、パブリックコメント手続では9通19件の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和元年11月22日(金)～令和2年1月7日(火)まで(47日間)
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・市政だより川崎区版(12月1日号)、市政だより全市版(12月1日号) ・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館(分館含む)、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課で資料の閲覧 ・市民説明会の開催(計3回)
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館(分館含む)、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課で資料の閲覧

3 結果の概要

意見提出数(意見件数)		9通(19件)
内訳	郵送	0通(0件)
	持参	3通(6件)
	FAX	2通(5件)
	電子メール	4通(8件)

4 御意見等の内容と対応

パブリックコメント手続では、機能・体制の再編についての賛否、区役所へのアクセスなどについて、御意見、御質問が寄せられました。本市では、いただいた御意見等を踏まえ、機能再編に伴って、手続等のため区役所へ出向くことが御負担となる方がいることを踏まえた取組の検討等について追記するとともに、必要な時点修正等を加え、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を策定します。

【パブリックコメント手続における御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、「案」に反映したもの
- B 御意見の趣旨が「案」に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 「案」に対する質問・要望の御意見であり、「案」の内容を説明・確認するもの
- E その他

【パブリックコメント手続における御意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 基本方針の全般に関すること				2		2
(2) 機能・体制の再編に関すること	3	3	1	3		10
(3) アクセスに関すること				2		2
(4) 支所庁舎の建替えや現区役所のあり方に関する こと				2		2
(5) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」と しての活用に関する こと			1			1
(6) 市民意見の把握に関する こと				1		1
(7) その他					1	1
合 計	3	3	2	10	1	19

※ 1 通の意見書の中に複数の御意見が含まれていた場合は、項目に合わせて分割・整理するとともに、長文の御意見は必要に応じて要約しています。

パブリックコメント手続における御意見等の要旨と本市の考え方

(1) 基本方針の全般に関すること (2件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	川崎区は面積が広いから3つの拠点があるとの説明があるが、他の都市で考えればさらに大きいところもある。 また行政ではなく、違った観点で考えればそれほど不便であるとも思えない。 場所を減らせば無駄なお金も減るため、不要な施設は無くしてもらいたい。	本方針(案)では、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務は川崎区役所に一元化(機能再編)することとしています。支所については共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点の1つとして、今後も重要な役割を担ってまいりますので、引き続き設置します。 なお、大師支所、田島支所については、本市が政令指定都市に移行し、区制が施行された昭和47(1972)年以前から設置していたものですが、利便の面から区制施行後もそのまま存続させることとしたものです。	D
2	支所は廃止してほしい。数十年前と比較し交通の便が良くなった。さらに他区から市役所に行くよりも近いと思われる。また、住民票等はコンビニで印刷可能である。現在の2つを廃止できないのであれば1つのみ残す。		

(2) 機能・体制の再編に関すること (10件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	区職員数の減少を推奨願いたい。他区よりも人数が多く、コスト意識が無い。	区役所は地方自治法上の総合行政機関として、市民生活に密着した行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する提供しており、川崎区においては、保健・福祉サービスを必要とする市民が多いという特性等を踏まえて、行政サービスの提供に必要な最適な職員数を配置しているところです。	D
2	市役所と区役所で重複している業務があれば、解消していただきたい。	区役所や市役所(本庁組織)が所管する業務については、昭和47(1972)年の政令指定都市へ移行以後、市役所から区役所への業務移管や、区役所から市役所への業務集約を行ってきました。区役所と市役所の業務分担については、今後も、社会状況の変化等に合わせて都度見直しを行い、最適な配置を図ってまいります。	C
3	行政の市民サービスを維持・増強するため、行政と関係機関・団体が共通の現場認識を持つことが重要である中で、相互のコミュニケーション密度が希薄にならないよう、交流を維持することを願いたい。	地域ニーズが多様化する中、地域の関係機関や関係団体の活動は、共に支え合う地域づくりには欠かせないものであり、今後も関係を維持・強化していくべきものと考えています。 本方針(案)では、機能再編後も地域住民組織や社会福祉団体における団体事務や活動支援については、地域に身近な大師・田島支所で担っていくとともに、その支援策の拡充に向けて検討を進めることとしています。 また、地区担当保健師は、機能再編後、川崎区役所に在席することになりますが、今までと変わらず、自らの担当地域に出向き、関係団体や関係機関と連携を図りながら、市民の個別支援を行います。	B

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
4	機能再編の実施、特に地区健康福祉ステーション機能が区役所に移転することで、行政と生活現場との距離が遠くなる。機能再編により、単独での移動が困難な高齢者・障害者等の生活弱者の受付や申請等において、行政との関わりが阻害されないように配慮をお願いしたい。	高齢者や障害者等を中心に、機能再編により市民の皆様にかかる負担を軽減する対応も必要であると考えていることから、御意見を踏まえて、「機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は区役所で受付等をしていただく形になりますが、高齢者や障害者等、区役所へ出向くことが負担となる方々がいることも踏まえて、これらの方々に配慮した取組についても併せて検討します」と内容を追記します。	A
5	区役所を利用する多くの方がこれまでより遠くなり、居住地によってはバスを乗り継がなくてはならなくなる。人生 100 年時代と言われているが、独居老人が増える中、その対策はあるか。		
6	ベビーカーを利用するような子育て中のママは、子ども連れで外出するだけでも大変なのに、今までよりさらに遠くまで行かないと用事を足せないとなると、どんなに負担が増えるか。		
7	「大師・田島支所の申請・届出業務を区役所に一元化」の提案について賛成する。「不便で大変だ」という感覚は、慣れというものがある。業務についても効率が良くなることも利点である。	支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務については、複数の専門職による多職種連携体制の強化、3 管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、川崎区役所に一元化することとしました。 また、生活保護につきましても、区役所で一元的に業務を取り扱うことで、区内異動に伴う廃止・開始の処理や、これに伴う調査や面談が不要になるなど、業務の非効率な部分の解消を図り、こうした業務に割いていた時間を訪問調査等の生活保護実施上の必要な調査や面談等に充てることにより、直接的な市民サービスの質や量を確保していきます。	B
8	川崎区役所にできる限り業務を集約する方針に賛成である。特に生活保護については、総合的な見地からのバランスの取れた判断と対応が求められるところであり、一元的に一貫した対応が出来る体制にすべきと思う。		
9	川崎区だけ三つの地域に分かれていることは賛成である。それだけ地域のニーズにあった地域活動が出来ている。特に障害者や高齢者への対応が一元化されると、ニーズに合った地域活動が保障されない。能率化よりも「ニーズに合った」ということを主に建替えを考えてほしい。	支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務については、複数の専門職による多職種連携体制の強化、3 管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、川崎区役所に一元化することとしました。 地域におけるさまざまな活動支援については、これからのコミュニティや共に支え合う地域づくりを推進する観点で、区役所、支所それぞれで、支援策の拡充に向けて、検討していきます。 また、支所庁舎の建替えにあたっては、市民意見を把握する機会を設け、市民のニーズを踏まえた建物となるよう検討を進めていきます。	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
10	区役所と支所の物理的距離があるということだが、川崎より他の自治体の方が市町村合併しているので物理的距離が大きく、大変ではないか。	<p>川崎区では、保健・福祉サービスを必要とする市民の数が他区よりも多く、増加傾向にあることに加え、困難な状況等が複数重なっている場合や、管区をまたがった事象が発生する場合があるといった地域の状況があります。こうした状況に対しては、複数の専門職（多職種）が連携し、多角的な視点を踏まえた専門的支援に加え、緊急時には、関係する専門職が素早く連携し対応するという、機動的な支援が求められます。このため、支援体制の構築までの時間は少しでも短くすることが必要です。</p> <p>支所においては、区役所と地区健康福祉ステーションでは専門職の配置に違いがあり、地区健康福祉ステーションのみでは、多職種が連携する支援体制の構築はできないことに加え、区役所と支所間の物理的な距離に起因し、支所では支援体制構築までに時間がかかることが課題となっています。</p> <p>このため、機能再編により、専門的・機動的な支援ができるような体制を構築していきます。</p>	D

(3) アクセスに関すること（2件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	役所やコミュニティスペース、商店街、ローカル線の駅、ハブ（中継）機能になりうるバス停、富士見地区のエントランスゾーンなどをつなぐ、自転車等による乗合いのタクシーのような何かしらの交通手段によって、川崎全体で交通網を作るとよいのではないか。	本方針（案）では、御意見をいただいたような取組はありませんが、地域交通につきましては、基幹的な役割を担う路線バスネットワークの充実に向けた取組をはじめ、地域ニーズや特性等を踏まえ、タクシーや様々な交通手段の活用により、地域交通の充実に向けた取組を進めているところです。	D
2	区役所を利用する多くの人がこれまでより遠くなり、居住地によってはバスを乗り継がなくはない。利用者の便を優先して設計することを望む。	<p>本方針（案）では、複数の専門職による多職種連携体制の強化、3管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化（機能再編）することとしており、支所管内にお住まいの方は、これまで支所・地区健康福祉ステーションで行っていた手続は、区役所で行っていただく必要があります。</p> <p>地域交通につきましては、基幹的な役割を担う路線バスネットワークの充実に向けた取組をはじめ、地域ニーズや特性等を踏まえ、タクシーや様々な交通手段の活用により、地域交通の充実に向けた取組を進めているところです。</p>	D

(4) 支所庁舎の建替えや現区役所のあり方に関すること（2件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>大師・田島支所の建物は老朽化しており、別の施設になることも良いことだと思う。</p>	<p>川崎区役所及び支所の機能・体制等の検討にあたっては、大師・田島支所庁舎は全体的に劣化が進行しており、その対応についても課題となっていることから、庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として効果的に機能するよう、建替えに向けた取組を推進していきます。</p> <p>また、整備に向け、令和2（2020）年度は、支所の防災上の活用や支所庁舎と複合化する施設の検討、「身近な活動の場」や「地域の居場所」の活用に向けた検討、支所庁舎建替えにあたっての整備手法や工程の検討などを進めていきます。</p>	D
2	<p>機能再編により、必要となる区役所の業務スペースについては、既存庁舎のほか、本市組織が入居し、市役所新本庁舎竣工後に利用終了となる民間ビルの活用も含めて検討すると示されているが、そもそも本庁舎の建替え理由は民間ビルの賃料が高いからと言うことであり、矛盾が生じる。断固反対するが、川崎区は別に良いという理由があればコメント頂きたい。</p>	<p>機能再編後における川崎区役所庁舎については、現在、本市が川崎区役所として区分所有しているパレールビルの床を引き続き活用することを視野に入れつつ、本庁舎竣工後に利用が終了する建物の床を活用するなど、令和2（2020）年度に検討を行い、実施方針（案）でお示しします。</p> <p>実施方針（案）の公表に向けては、円滑な区民サービスを提供できるよう、必要な床面積やゾーニング等に加え、民間ビルを活用する場合にはコスト面も含めて検討していきます。</p> <p>なお、新本庁舎は、庁舎の分散化の解消による市民及び事業者への利便性の向上や災害対策活動の中核拠点として必要な業務継続性を確保することを大きな目的として、建て替えることとしています。</p>	D

(5) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用に関すること（1件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>川崎区役所についても、「居場所としての機能」を造ってほしい。</p>	<p>市民活動団体等の活動スペースとして区内3箇所に市民活動コーナーを設置しています。川崎区役所管内では教育文化会館内に、会議スペースや資料作成のための印刷機・パソコンなどを備えた市民活動コーナーを設置していますが、教育文化会館については、今後、労働会館内への移転を予定していますので、移転に合わせて、現在教育文化会館内に設置している川崎区役所管内の市民活動コーナーについて、機能や運営等を検討していきます。</p> <p>また、平成31(2019)年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間問わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を創出することを示していますので、既存公共施設の地域化や民間の地域資源やオープンスペースの活用など、川崎区役所管内における多様な居場所の創出に向けた検討を継続的に進めていきます。</p>	C

(6) 市民意見の把握に関すること (1 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	意見集約後、説明会の開催をぜひお願いしたい。	パブリックコメント手続や市民説明会等での意見を踏まえて本方針を策定した後、ホームページや地域団体への説明等をとおして、その結果を公表します。	D

(7) その他 (1 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	区役所職員も区民となり、自分や家族のこととして取り組んでほしい。	平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「区役所改革の基本方針」においては、地域のことを良く知り、かつ地域をコーディネートする能力や協働のマインドを持つ職員の育成を図ることを位置付けており、この方針に基づく職員研修も行っているところです。 区役所職員は必ずしも区民とは限りませんが、地域の皆様としっかりとコミュニケーションを取り、地域のことを十分把握しながら、今後も取組を進めていきます。	E